浄化槽をお使いの皆様へ

※浄化槽を使う場合は 浄化槽法で次のことが義務付けられています。

1.定期的な保守点検(浄化槽法第10条第1項)

浄化槽の正常な働きを保つために、数ヶ月ごとにブロワなどの運転 状況、汚泥のたまり具合、配管・ろ材の目詰まりなどのチェック、 消毒剤の補充などを行います。いわば<u>日常の健康管理</u>に相当します。 点検は保守点検業者に委託して行います。

2. 年1回以上の清掃(浄化槽法第10条第1項

浄化槽内に溜まった汚泥などを引き抜き、引き抜き後の槽内の洗浄・清掃を行います。浄化槽清掃業者に委託して行います。

3. 法定検査(浄化槽法第11条第1項)

法定検査は、毎年1回行う「11条検査」があります。

○11条検査とは

保守点検や清掃などの維持管理が適切に行われ、放流水の水質が、川、海などの水質保全上支障がないものであるかを確認するための検査です。いわば<u>年1回の</u>車検に相当します。

受検の手続きは保守点検(清掃)業者に委託することができます。

○検査を行う機関

11条検査は、21人槽以上の浄化槽については、新潟県から指定を受けた機関が行います。20人槽以下の浄化槽については、採水と現地検査を保守点検業者が行い、水質検査を指定検査機関が行います。

◆法定検査料金(非課税) ※平成29年4月1日より検査料金が改正されます。

人槽(人)	5~20	21~50	51~200	201~500	501~2,000	2,001~
検査料金 H29.3.31まで	3,700円	8,600円	12,600円	16,000円	18,800円	22,000円
<u>検査料金</u> H29.4.1から	<u>4,100円</u>	8,600円	12,600円	16,000円	<u>19,200円</u>	22,000円

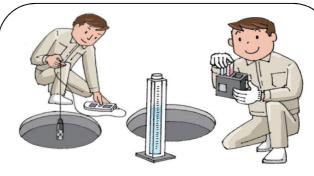
浄化槽を使う上で必要なこと。



保守点検・清掃・法定検査の連携が必要です。







一年一回の法定検査 浄化槽の機能を診断します。

〇指定検査機関一覧

·				
検査機関名	管轄区域			
(一財)下越総合健康開発センター 新発田市本町4-16-83 ☎0254-23-8352	北区(旧豊栄地区)			
(一財)新潟県環境分析センター 新潟市江南区祖父興野53-1 ☎025-284-6500	北区(旧豊栄地区を除く)、東区、中央区、江南区、 秋葉区、南区(旧白根地区)、 西区(旧黒埼地区・四ツ郷屋地区を除く)			
(一財)新潟県環境衛生研究所 燕市吉田東栄町8-13 ☎0256-93-1010	西区(旧黒埼地区・四ツ郷屋地区)、南区(旧味方地区・旧月潟地区)、西蒲区			